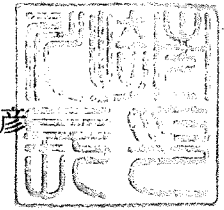


平成29年 3月22日

社会福祉法人 青丘社 理事長 様

川崎市長 福田 紀彦



平成28年度社会福祉法人指導監査の結果について（通知）

先に実施いたしました貴法人の運営状況等に関する指導監査の結果については、次のとおり改善または是正を要する事項が認められました。

つきましては、速やかに所定の措置を講じるとともに、その結果を文書により、平成29年4月25日（火）までに当職あて報告されるようお願いいたします。

なお、当日に口頭で改善を指導した事項に関して文書での報告は必要ありませんが、所要の措置を講じられますようお願いいたします。

- 1 対象名称 青丘社
- 2 実施日 平成28年10月13日（木曜日）
- 3 指導監査結果
  - （1）文書指示事項  
別紙のとおり
  - （2）口頭指示事項  
別紙のとおり
- 4 確認指導結果
  - （1）改善報告を要する指導事項  
確認指導の対象外
  - （2）改善報告を要しない指導事項  
確認指導の対象外

（こども未来局総務部監査担当 桧垣担当）

電話 044-200-3793

FAX 044-200-3190

E-mail 45kansa@city.kawasaki.jp

改善を指導した事項

1 指導監査に関する事項

(1) 文書指示事項

ア 定例的に行うべき手続(法人 17-(2))

資産変更登記及び代表者変更登記について、遅延が見られた。適正な時期に実施すること。なお、当該事項は前年度口頭指示事項への改善取組がなされていないため文書指示とする。

(2)口頭指示事項

ア 評議員の定数及び現員(法人 6-(2))

欠席が継続している評議員が見受けられた。評議員会へ確実に出席できるよう調整を図ること。

イ 予算(法人 13-(1))

補正予算について、経理規程等に定める通り理事会の承認を得ること。

ウ 決算及び財務諸表(法人 6-(4))

決算書間に不整合な点が見受けられた。適正に作成すること。

2 確認指導に関する事項

(1) 改善報告を要する指導事項

確認指導の対象外

(2) 改善報告を要しない指導事項

確認指導の対象外